

(様式4)

(排出事業者用)

令和 6年 6月 24日

長野県知事 阿部 守一 様

令和6年度長野県産業廃棄物3R実践計画書

下記のとおり、産業廃棄物3R実践計画書を提出します。

協定期間	令和4年度から 令和6年度	
会社名	株式会社 相模組	
住所	〒398-0002 大町市大町3052番地	
代表者名	代表取締役 蜜澤茂志	
業種	製造業 ・ 建設業	
処理施設 所在地 (処理施設を有する場合)	施設名	所在地
担当部署	統括管理本部	
担当者名	平川 哲	
連絡先	TEL	0261-22-1800
	FAX	0261-23-4718
	電子メールアドレス	te-hirakawa@sagamigumi.co.jp
ホームページアドレス	'http://www.sagamigumi.co.jp	

1 産業廃棄物3R実践方針

<p>①産業廃棄物の適正処理を行うため、関連する法令、その他の規則を遵守するとともに、行政の環境施策に協力します。</p> <p>②産業廃棄物の処理は、適正に処理できる処理業者に委託します。また、収集運搬から処分に至るまで確認し、的確に管理します。</p>
--

2 排出抑制、リサイクルのための目標値及び過年度実績値

	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値
総排出量の推移 ($t \cdot kg \cdot m^3$)	6, 166	7, 436	12, 663	7, 122

リサイクル量の推移 (t・kg・m ³)	5, 9 1 5	7, 0 7 7	1 2, 3 5 7	6, 9 2 9
売上高の推移 (円)	3, 700, 000, 000	4, 010, 000, 000	4, 860, 000, 000	3, 990, 000, 000

3 排出抑制、リサイクルのための取組内容

- ①産業廃棄物管理責任者
- ・統括管理本部長 窪田利行 産業廃棄物についての総括管理責任者
 - ・建築部長 降旗正義 建築工事の産業廃棄物についての管理責任者
 - ・土木部長 長澤謙児 土木工事の産業廃棄物についての管理責任者
 - ・住宅部長 勝家 徹 住宅工事の産業廃棄物についての管理責任者
- ②産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法に関する情報公開
- ・多量排出事業者として、長野県知事に産業廃棄物処理計画書、同実施状況報告書を提出し、情報公開されています。
 - ・各現場において、産業廃棄物を一時保管する場合は、必要事項を記録した「産業廃棄物保管場所表示」を掲示します。
- ③処理を委託する処理業者（施設）の稼働状況確認計画
- ・中間処理場：各工事現場の産業廃棄物搬出前に、「建設廃棄物処理委託契約書」を確実に締結します。契約書の内容を確認し、さらに、県庁ホームページの「産業廃棄物処理業者名簿」を参考にして再確認を行い、処理委託を実行します。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の返送確認のため、「A票」右上の「照合・確認日」を確実に記入することを指導します。
 - ・最終処分場：本社産業廃棄物管理担当者が、取引処理業者のうち、抽出した処理業者の発信する公開情報により、施設の稼働状況等、適正処理が施されているかを年1回確認し、記録します。
- ④従業員教育（研修）計画
- ・従業員教育：新入社員に対して、産業廃棄物3R実践協定の内容について、教育します。また、法令等の変更があった場合は、必要の都度、従業員教育を実施します。
 - ・下請事業者教育：現場代理人が、新規入場時及び安全衛生協議会において、特に、産業廃棄物の分別について、現場のルールとして、教育を実施します。
- ⑤リサイクル促進に向けた取組（計画段階、実施段階の工夫など）
- ・産業廃棄物の分別を促進し、リサイクル率を維持する取り組みを重視します。
 - ・現場ごとに最適な分別方法を選定し、分別を向上させる努力をします。
- ⑥処理委託した廃棄物について、不法投棄・不適正処理が生じた場合の排出事業者責任の徹底
- ・不適正処理の状況を把握した後、関係機関に連絡します。
 - ・不適正処理された廃棄物の撤去や最終処分については、原因者に強く要請し、最終的には排出事業者として、適切な処置を行います。
 - ・不適正処置をした業者とは、以後、取引停止とします。
- ⑦不適正処置を発見した場合の協力体制
- ・不適正処理と認められる現場を発見した場合は、会社産業廃棄物総括管理責任者へ報告のうえ、関係機関へ連絡します。

以下の観点も参考としていただいで構いません。（必要に応じ写真等を添付してください。）

- ・産業廃棄物処理責任者等
 - ・産業廃棄物の種類、排出量、処理量、処理の方法等に関する情報公開
 - ・産業廃棄物処理施設の地域への公開、説明(処理施設を有する場合)
 - ・処理を委託する処理業者(施設)の現地確認計画
 - ・従業員教育(研修)計画
 - ・リサイクル促進に向けた取組(計画段階、実施段階での工夫など)
 - ・処理委託した廃棄物について、不法投棄・不適正処理が生じた場合の排出事業者責任の徹底
 - ・不適正処理を発見した場合の協力体制
 - ・自社処理廃棄物の管理方法(自社処理を行っている場合)
 - ・独自に取り組む事項
- 代替素材への転換(化石燃料由来プラスチック製品等からバイオマスプラスチックなど環境負荷の低い素材や製品へ転換していくこと)、環境認証制度等の取得(環境 ISO 14001、エコアクション 21 等)、電子マニフェ

スト(公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター)の導入等。

4 リサイクル製品使用率目標値

※リサイクル製品使用率＝リサイクル製品（材料）使用量／全体材料使用量（％）

製品（材料）種別	当年度目標値	過年度実績値		
	令和6年度 目標値	令和5年度 実績値	令和4年度 実績値	令和3年度 実績値
再生砕石	100%	100%	100%	100%
再生アスファルト コンクリート	100%	100%	100%	100%
全 体				

※ 受注する建物等の工事に使用する製品・資材が多岐にわたり、全体材料使用量及びリサイクル製品使用量の把握が困難なため、リサイクル製品使用率の把握は実施していません。